

東海村再犯防止推進計画

令和5年3月

東海村

はじめに

本村では、これまで明るい地域社会を実現するため、社会を明るくする運動や安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいりました。

一方でわが国では、平成16年以降、刑法犯の検挙件数が減少しているにもかかわらず、検挙者に占

める再犯者の割合（再犯者率）は増加しています。そこで、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要な取り組みとして認識されるようになりました。

罪を犯した人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。その中には、社会に復帰することができず、再び犯罪に手を染める人も少なくないことから、罪を犯した人の立ち直りを支え、社会に受け入れる体制を整えることが喫緊の課題となっています。

本村ではこの課題に取り組むために国が平成28年12月に施行した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき「東海村再犯防止推進計画」を策定しました。

これまでに取り組んできた安全で安心なまちづくりを一層推進し、犯罪が起きにくい地域づくりをさらに進めるとともに、誰一人取り残さない社会の実現に向け、村民一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で孤立することなく、地域社会の一員として共に生き、支え合う社会の実現を目指します。

再犯防止推進にあたり、村民の皆様と保護司会や更生保護女性会、人権擁護委員、関係機関の皆様のご協力が必要不可欠となります。この計画の目的をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、東海村再犯防止推進計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただいた関係各位並びに村民の皆様に心から感謝申し上げます。



令和5年3月

東海村長 山田 修

目 次

1 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	1
(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者	1
(5) 取組方針	2
2 東海村の状況	3
(1) 罪種別検挙の状況	3
(2) 再犯者率の状況	4
3 具体的な取組み	5
(1) 安全で安心なまちづくりの推進	5
(2) 就労支援・住居の確保支援の充実	6
(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	8
(4) 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施	10
(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	11
4 おわりに	12

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号(抜粋))	13
東海村再犯防止推進計画策定委員会設置要綱	15

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

明るい地域社会を実現するためには、犯罪や非行を防止するとともに、再び同じ過ちをしないように、その立ち直りを支えることが重要になっています。

国では、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という）」が施行され、平成29年12月に再犯防止推進計画が策定されました。

この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

これを受けて、村においても犯罪をした者が円滑に社会復帰できるよう、地域で立ち直りを支援し、誰一人として孤立することのない明るい地域社会の実現を目指し、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「東海村再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「再犯防止推進法」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画を勘案し、東海村における取組みについて規定します。

(3) 計画の期間

本計画は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とし、具体的には、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

(5) 取組方針

国の基本方針を踏まえ、次の取組みを推進します。

- ① 安全で安心なまちづくりの推進
- ② 就労支援・住居の確保支援の充実
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の概念を取り入れています。SDGs 17の目標のうち、本計画に関わる主なものは次のとおりです。



1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



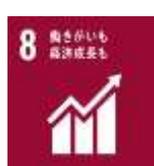
3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



8 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



10 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17 パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 東海村の状況

(1) 罪種別検挙の状況

ひたちなか警察署管内における過去3年間（令和元年から令和3年）の罪種別検挙人数は、下表のとおりです。

罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	犯行時の年齢別(歳)						
				20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65以上	
令和元年	刑法犯総数	164	98	66	34	20	30	27	12	41
	うち)凶悪犯	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	うち)粗暴犯	50	32	18	6	10	19	9	2	4
	うち)窃盗犯	99	57	42	24	8	9	15	8	35
	うち)知能犯	2	2	0	1	0	0	0	0	1
	うち)風俗犯	2	1	1	0	0	0	1	1	0
	覚せい剤取締法	13	1	12	4	2	5	1	0	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	3	1	2	1	0	2	0	0	0
	令和2年	刑法犯総数	179	92	87	34	27	33	27	14
うち)凶悪犯		6	2	4	2	0	1	1	0	2
うち)粗暴犯		42	28	14	8	7	12	8	4	3
うち)窃盗犯		88	41	47	14	11	11	11	6	35
うち)知能犯		8	3	5	1	1	2	3	0	1
うち)風俗犯		4	3	1	0	2	0	1	1	0
覚せい剤取締法		13	3	10	4	2	4	2	1	0
麻薬等取締法		1	1	0	1	0	0	0	0	0
大麻取締法		4	3	1	2	1	1	0	0	0
令和3年		刑法犯総数	155	87	68	22	31	36	21	8
	うち)凶悪犯	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	うち)粗暴犯	47	34	13	9	13	14	6	1	4
	うち)窃盗犯	72	32	40	9	8	16	9	5	25
	うち)知能犯	5	2	3	1	0	2	2	0	0
	うち)風俗犯	3	3	0	0	0	1	1	0	1
	覚せい剤取締法	9	3	6	2	1	1	3	2	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	5	4	1	4	1	0	0	0	0

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません。）

(注1) 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

(注2) 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

ひたちなか警察署管内の罪種別刑法犯検挙状況は、窃盗犯の割合が最も多く、次いで粗暴犯の割合が多い状況となっています。

●用語の意味

刑 法 犯	凶悪犯	殺人・強盗・放火・強制性交等の犯罪をいう
	粗暴犯	暴行・傷害・脅迫・恐喝等の犯罪をいう
	窃盗犯	他人の財産を窃取する全ての行為（空巢、万引き、自転車盗など）
	知能犯	詐欺・横領・偽造・贈賄・背任等の犯罪をいう
	風俗犯	わいせつ・賭博等の犯罪をいう

（2）再犯者率の状況

令和元年から令和3年の3年間におけるひたちなか警察署管内の刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、約45%です。全国の約51%より低い水準ですが、検挙者のうち約2人に1人が再犯者となっています。

3

具体的な取組み

※本取組みは、対象者への取組みのほか、犯罪を未然に防止する取組みについても記載しています。

(1) 安全で安心なまちづくりの推進

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現を目指し、防犯意識の向上や地域ネットワークの充実を図ります。

環境整備に関する取組み

【関係課】

●防犯灯の設置【道路整備課】

地域の治安向上を目的に防犯灯を設置します。

●防犯パトロールの実施【環境政策課】

防犯教育指導員等による防犯パトロールを定期的を実施するとともに、地域住民による防犯パトロール活動を支援し、地域の治安向上を図ります。

●防犯連絡協議会の開催【環境政策課】

各防犯ボランティア団体の代表者、警察署及び交番との情報交換や相互交流の機会を確保し、地域ネットワークの充実を図ります。

●再犯の防止等に関する情報の共有【地域福祉課】

保護観察所や警察等の関係機関、東地区保護司会や更生保護女性会をはじめとする民間協力者と、再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。

●生活困窮者支援等地域づくり事業の実施【地域福祉課】

地域社会からの孤立防止のためのプラットフォーム等の居場所づくりに努めます。

●参加支援事業の実施【地域福祉課】

ひきこもりがちの人などを対象に、社会参加に向けた地域における福祉サービス等とのマッチングを行うことで、適切な支援機関や社会資源とつながるための支援体制づくりに努めます。

(2) 就労支援・住居の確保支援の充実

就労支援や住居確保支援を通じて、村民の生活安定を図ります。

対象者への支援に関する取組み

【関係課】

● 就労支援【産業政策課】

ハローワーク等と連携して就職及び就労の定着を図ります。

● 障がい者の就労支援【総合相談支援課】

障がいのある方の個々の状況に応じて、就労に向けての生活相談や、障害福祉サービス等の就労訓練の調整などの支援を行います。

● 障がい者の雇用（チャレンジUPオフィス）【総合相談支援課】

障がいのある方を雇用し、郵便業務等を行いながら就労に必要な知識や能力向上のために必要な支援を行います。

● 県営住宅の入居案内【都市政策課】

住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に対し、県営住宅の入居を案内します。

● 高齢者への住まいの情報提供【保険課】

在宅での生活が難しい高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護施設などの情報提供を図ります。

【関係機関】

● 家計相談支援事業【社会福祉協議会】

家計に課題を抱える方に対し、家計状況の可視化などの専門的な助言を行います。また、滞納（家賃・税金・公共料金等）の解消や各種給付制度の利用に向けた支援を行います。

● 就労に向けた準備支援【社会福祉協議会】

社会生活に関する自立支援や就労体験の実施、就労に向けた情報提供などを行います。

● 高齢者への就労支援【シルバー人材センター】

定年退職後も長年培った経験や知識、あるいはライフスタイルに合わせて臨時的・短期的な雇用または就業の機会を提供できるよう努めます。

●住居確保給付金の支給【県央福祉事務所】

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

●生活困窮者自立支援事業【県央福祉事務所】

生活と就労に関する支援員を配置し、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、生活困窮者が社会的、経済的自立ができるよう支援を行います。

環境整備に関する取組み

【関係課】

●協力雇用主制度の啓発活動【地域福祉課】

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用する「協力雇用主制度」の理解促進に努めます。

●住宅確保要配慮者への支援【都市政策課】

住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、保護観察対象者等）に関する住宅セーフティネット制度について、関係課と情報共有を図ることで、民間賃貸住宅への円滑な入居支援に繋がります。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

一人ひとりが尊重され、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指し、相談・対応支援や認知症支援の充実、障がい福祉サービスの推進を図ります。

対象者への支援に関する取組み

【関係課】

●福祉に関するワンストップ相談窓口【総合相談支援課】

生活上の心配事、困り事等について、社会福祉士など専門職員が相談に応じます。

●自立支援医療費の支給（精神通院医療）【総合相談支援課】

精神疾患のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神疾患の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給します。

●成年後見制度の利用支援【総合相談支援課】

身寄りのない方等で、判断能力が十分でない認知症の高齢者、知的障がい及び精神障がいの方に関し、成年後見制度の村長申立てや成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方への助成を行います。

●民生委員・児童委員【地域福祉課】

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり、必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たします。

●人権擁護委員【地域福祉課】

特設人権相談所を定期的開設し、日常生活の中で生じる人権問題などの相談に応じます。

【関係機関】

●小口資金貸付事業【社会福祉協議会】

生活に困窮する世帯に対し、緊急に必要な資金を貸し付けして、生活の立て直しに向けた相談や関係機関との調整を行いながら、安定した生活を支援します。

●日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

認知症高齢者、障がい者などの自身の判断能力に不安がある方に対して、福祉サービスの利用手続き、公共料金の支払い、大切な書類の保管等をお手伝いします。

●高齢者の総合相談窓口【地域包括支援センター】

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職員が、介護予防マネジメント、高齢者虐待防止への取組み、各種相談など総合的な支援を行っていきます。

環境整備に関する取組み

【関係課】

●関係団体との連携【地域福祉課】

社会福祉協議会や民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で、再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。

（４）非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

家族、学校、地域が密接に連携・協力することで、児童・生徒が安心して修学し、安全にのびのびと成長できる環境を整えるため、相談・対応支援や青少年健全育成の充実、進学等に必要な資金援助の充実を図ります。

対象者への支援に関する取組み

【関係課】

●青少年相談員による巡回・相談【生涯学習課】

定期巡回や相談等を通して青少年の健全育成と非行防止を図ります。

●青少年を対象とした面接相談・電話相談の実施【生涯学習課】

青少年カウンセラー（臨床心理士）による面談相談や電話相談員による小・中学生及び高校生のための心の悩み電話相談を実施します。

●就学援助【学校教育課】

経済的な理由により、就学に必要な費用の支出が困難な村立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助します。

●奨学金【学校教育課】

向学心旺盛でありながら経済的理由によって修学が困難な方に、村から奨学金を貸与します。

●東海村子ども家庭総合支援拠点【子育て支援課】

「子ども家庭支援員」による子どもや家庭に関する総合相談を実施します。相談者に寄り添い、相談内容に応じた福祉サービスの提供や専門機関と連携した対応を実施します。

環境整備に関する取組み

【関係課】

●青少年問題協議会【生涯学習課】

学校・家庭・地域が有機的に連携を図れるよう、関係者の交流や情報交換を行います。

●教育支援委員会【指導室】

特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、就学先の学校や学びの場を判断するため、専門的な知識を有する委員が調査及び審議を行います。

●いじめ問題対策委員会【指導室】

いじめ防止等のための対策や、法律に規定する重大事態に係る調査、審議します。

●東海村教育支援センター【指導室】

学校に行きたくても行けない等の小中学生の居場所の確保や支援を行います。

(5) 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者の方々との連携により、犯罪をした者の立ち直りを支えるとともに、広報啓発活動の推進により、犯罪や非行の防止と犯罪をした者の更生について地域の理解促進を図ります。

対象者への支援に関する取組み

【関係課】

●保護司の活動支援【地域福祉課】

保護司と保護観察対象者の面接場所の確保に努めます。

環境整備に関する取組み

【関係課】

●人材確保の支援【地域福祉課】

保護司、更生保護女性会等のボランティアの募集の呼び掛けに協力し、人材の確保を支援します。

●薬物乱用防止や薬物依存症治療に関する啓発活動【総合相談支援課、健康増進課、ライオンズクラブ】

薬物乱用等の弊害を広く周知するために普及啓発活動を推進します。

●社会福祉関係団体への補助金の交付【地域福祉課】

村民福祉の向上及び推進に努める社会福祉関係団体に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を支援します。

●「社会を明るくする運動」に関する啓発活動【地域福祉課】

保護司、更生保護女性会、教育委員会と連携し、犯罪・非行の防止や、犯罪・非行をした人たちの更生について、理解を深めるための啓発活動を実施します。

●人権に関する啓発活動【地域福祉課】

人権擁護委員と連携し、犯罪をした者やその家族等の人権問題について、理解を深めるため啓発活動を実施します。

4 おわりに

東海村は、「東海村第6次総合計画」において村民一人ひとりの権利を守りながら、その人らしく生きることができる地域共生社会の実現を目指すため、「誰一人取り残さない政策展開」を基本姿勢に掲げています。また、「東海村地域福祉計画」では「地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまちを創る」を基本理念に掲げています。

この理念のもと、本計画では、犯罪や非行をした人が地域社会に戻ったときに、保護観察所や警察をはじめ、民間協力者、行政、医療・福祉機関等の様々な機関が連携して、再犯の防止を推進していきます。

また、再犯防止の推進には、罪を犯した人たちの更生について、地域に住み、働き、学び、活動するあらゆる人々の理解を深めることが最も大切であることから、民間協力者の方々との協力により、社会を明るくする運動をはじめとした広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

東海村は、再犯防止推進法の趣旨に鑑み、これからも犯罪のない地域づくりに力を注ぐとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の取組みを推進してまいります。

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号(抜粋))

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。
2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携

協力の確保に努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

参考資料

東海村再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和4年12月28日

告示第150号

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づく東海村再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、東海村再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織し、次に掲げる機関又は団体に属する者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 水戸保護観察所
- (2) 水戸地方検察庁
- (3) 茨城労働局
- (4) 東海村社会福祉協議会
- (5) 東海保護司の会
- (6) 東海村校長会

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、村長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、計画が策定された日をもって、その効力を失う。

東海村再犯防止推進計画

令和5年3月発行

東海村福祉部地域福祉課

〒319-1192

東海村東海3丁目7番1号

電話 029-282-1711

FAX 029-282-8919

E-MAIL fukushi@vill.tokai.ibaraki.jp